

4章 多核連携都市の実現に向けて

- 1 多核連携都市の実現の主体
- 2 多核連携都市の実現に向けた取り組み

1 多核連携都市の実現の主体

本市に居住する人、産業活動を行う人は、次の世代に住みやすく、活動しやすい都市を継承することが期待されます。しかし、高度経済成長期における人口増加とモータリゼーションの進展によって市街地が拡散的に拡大してきた都市においては、将来的に持続可能性そのものが危ぶまれる状況となっています。人口減少、高齢化の進展、厳しさを増す自治体の財政状況、さらには世界的に逼迫するエネルギー問題や地球温暖化問題等に対応するためには、コンパクトで地域核が連携した持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市づくりに方向転換することが必要となります。

これまでの都市づくりは、主に行政が都市基盤を整備することで牽引してきましたが、これから目指す多核連携都市づくりにおいては、既存の都市基盤を活かしつつ、

- ①公共交通の利便性が高い地域への居住の誘導
- ②中心市街地や地域拠点への都市機能の維持・確保
- ③公共交通の整備と利用促進

に積極的に取り組むことが必要です。しかし、これら公共交通の整備や、居住、商業・医療などの都市機能の維持・確保は行政だけでは実現できるものではありません。

市民の方々の日常生活を支える適切な都市機能や良好な居住環境を有する都市を次世代に継承するためには、全ての市民等（市民・地域団体・NPO・民間事業者など）の役割は非常に大きく、積極的に多核連携都市づくりに協力していただくことが必要となります。

これからの都市づくりでは、市民等に今後の熊本市を取り巻くと想定される、人口減少・高齢化・地球環境問題・地方経済の停滞といった様々な問題を十分にご理解いただき、居住や都市機能の選定・提供にあたっては上記①～③を実践していただくとともに、日常生活では過度に自動車に依存しないなど、省エネ・省資源な「コンパクトで持続可能な都市形成」に積極的に取り組んでいただくことが重要です。

行政には、多核連携都市の実現に向け様々な施策を実行することでその土台を整えることが求められ、市民等には日常生活における意識向上やライフスタイルの転換が期待されます。「まちの個性」は居住する市民等によって醸成されるものであるため、行政と市民等が一体となったまちづくりが必要です。

また、政令指定都市移行により区役所が設置されたことで、行政と市民等はより身近になりました。区ごとのまちづくり懇話会など区民との協議の場の設置や、区独自のイベントの開催、校区単位のまちづくり等により、以前にも増して官民一体のまちづくりが進められています。こういった各区の特徴や個性を活かしたまちづくりの中にも、多核連携都市づくりの観点を盛り込む必要があります。

個人の自由と社会への福祉は対となっており、例えば地球環境問題が取り上げられた際、ECO（エコロジー）を合言葉に、市民全員がごみの分別やリサイクル等に取り組んでいただいた事例と同じように、都市づくりにおいても持続可能な都市づくりに向けて、行政と市民等が一丸となって、多核連携都市づくりに取り組んでいくことが求められます。

2 多核連携都市の実現に向けた取り組み

多核連携都市を実現するためには、市民等と行政が、それぞれの役割を理解し、協力して取り組むことが重要です。

(1) 居住促進エリアへの居住の誘導

【市民等の役割】

居住地を検討する際には、公共交通の利便性が高く、なるべく自家用車を利用せずに日常生活が送れる、中心市街地や地域拠点及び公共交通軸沿線の居住促進エリアを優先的に検討することが期待されます。

また、住宅建設に関わる事業者は、郊外での住宅開発ではなく、居住促進エリア内での住宅供給を積極的に進めることが重要です。その際には既存住宅のリノベーションも含めて進めることが期待されます。

- ・ まちなか居住へのライフスタイルの転換
- ・ 居住促進エリアにおける住宅供給（既存住宅のリノベーションを含む）

【行政の役割】

公共交通の利便性が高い地域への居住を誘導するための施策展開に取り組みます。

〔居住促進エリアへ居住を誘導するための施策イメージ〕

- ・ 市外県外からの転入も視野に入れたエリア内居住に対する支援
- ・ 様々な都市機能が利用しやすい魅力的な市街地の形成
- ・ 居住促進エリアの情報提供による誘導
- ・ 空き地、空き家の利活用の促進
- ・ 居住促進エリア内への居住の誘導に資する都市計画規制の見直し・居住促進エリア外の規制強化

(2) 地域拠点への都市機能の維持・確保

【市民等の役割】

都市機能（商業機能、金融機能、医療機能、福祉機能等）の多くは、民間事業者が提供しています。民間事業者は、幅広い世代が公共交通等を利用してアクセスできる地域拠点内への施設立地が期待されます。

また、自家用車を使つての郊外大型店舗への利用から、自転車や公共交通等を使った中心市街地や地域拠点内の店舗の利用への転換が期待されます。

- ・ 地域拠点内への積極的な施設立地
- ・ 居住地近隣の地域拠点の積極的な利用

【行政の役割】

中心市街地や地域拠点の都市機能が維持・確保されるよう、民間事業者等との横断的な連携を図り、積極的な都市機能の維持・確保に取り組みます。

また、高齢者等への福祉施設や子育て世代に必要な保育施設、その他、図書館・体育施設・公園・コミュニティセンターなど、幅広い世代が必要とする様々な都市機能の地域拠点内誘導の検討を行い、地域拠点における生活面の利便性を高めます。

都市機能の維持・確保を検討する際には、維持・確保する都市機能に見合った用途地域内とするなど、地域拠点エリアに囚われる事無く検討するものとします。ただしその際は、公共交通の利便性、周辺住民のニーズ等を十分考慮します。

〔中心市街地や地域拠点への都市機能の維持・確保のための施策イメージ〕

- ・都市機能の立地に対する支援（技術的支援、助成、基準の見直しなど）
- ・既存施設の撤退や廃止に対する対策
- ・行政・市民・民間事業者・NPO等が一体となった幅広い世代が必要とする施設の導入
- ・地域の活性化に向けた空き地・空き家・空き店舗といった低未利用地等の活用
- ・地域拠点への都市機能の維持・確保に資する都市計画規制の見直し・地域拠点外の規制強化

(3) 公共交通の整備と利用促進

【市民等の役割】

利便性の高い公共交通があっても、利用されなければサービス水準が低下してしまうとともに、交通渋滞も緩和できず、CO₂の削減もできません。そのため、市民一人ひとりが自ら積極的に公共交通を利用するライフスタイルに転換することが期待されます。

また、交通事業者による利便性の高い公共交通の提供や、公共交通の利用促進に繋がる自動車業界における新たなモビリティの開発等が期待されます。

- ・公共交通の利用促進について理解と関心を深める
- ・過度な自家用車の利用を控え、公共交通を積極的に利用する
- ・利便性の高い公共交通を提供する
- ・公共交通の利用促進につながるモビリティ開発等を積極的に進める

【行政の役割】

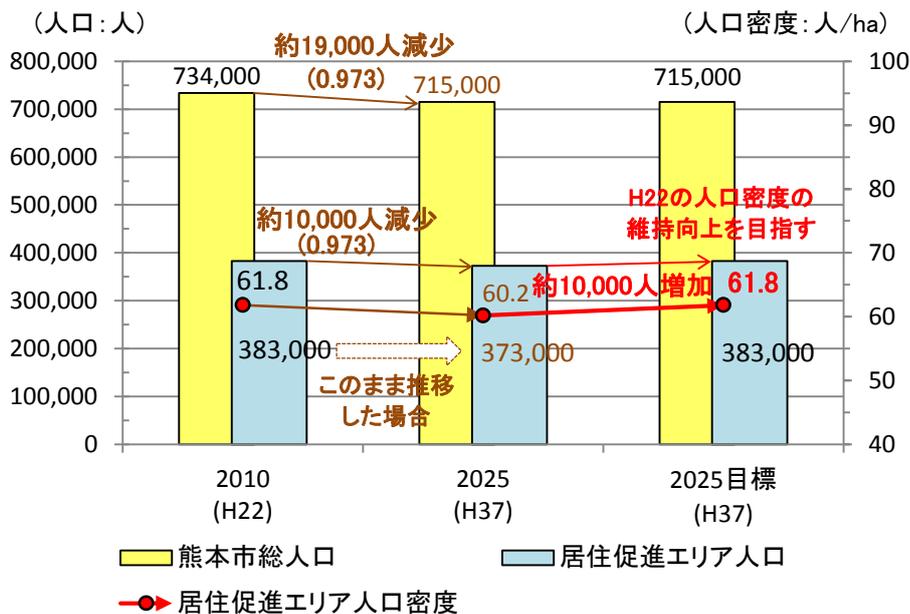
多核連携都市の実現に向けては、利便性の高い公共交通の確保が不可欠であるため、交通事業者と一丸となってバス停・電停等の利便性向上や交通結節点の整備などによる公共交通のサービス水準の更なる向上に取り組みます。

- ・交通事業者と一丸となって、公共交通の更なる利便性の向上を促進する
- ・定時性、速達性、大量輸送など高水準のサービス提供、乗継拠点の整備などにより利便性の高い公共交通体系を構築する（熊本市公共交通グランドデザインの実現）
- ・公共交通の利用促進に向けて市民への意識啓発や情報提供を行う

(4) 指標の設定

(1)～(3)に積極的に取り組むことで、多核連携都市を実現します。進捗管理にあたっては、「居住促進エリア内の人口密度」を指標として設定し評価していきます。

指標	基準値 (H22年)	目標 (H37年)	目標設定の考え方	資料
居住促進 エリア内の 人口密度	61.8人/ha	人口密度を 低下させない	今後熊本市において人口の減少が想定される中でも、生活利便性を将来にわたって維持するため、居住促進エリアではH22時点からの人口密度を維持向上する。	国勢調査 人口



※人口は、平成22年度国勢調査地域メッシュ統計(500mメッシュ)を基に、500mメッシュの図形重心が居住促進エリアに含まれるものを対象として集計

平成37年の熊本市総人口は、平成22年に対して、約19,000人の減少が推計されています。市域で均一に人口減少し、居住促進エリアの区域の増減が無いと仮定すると、平成37年の居住促進エリア人口は、約10,000人減少し、人口密度は60.2人/haになります。

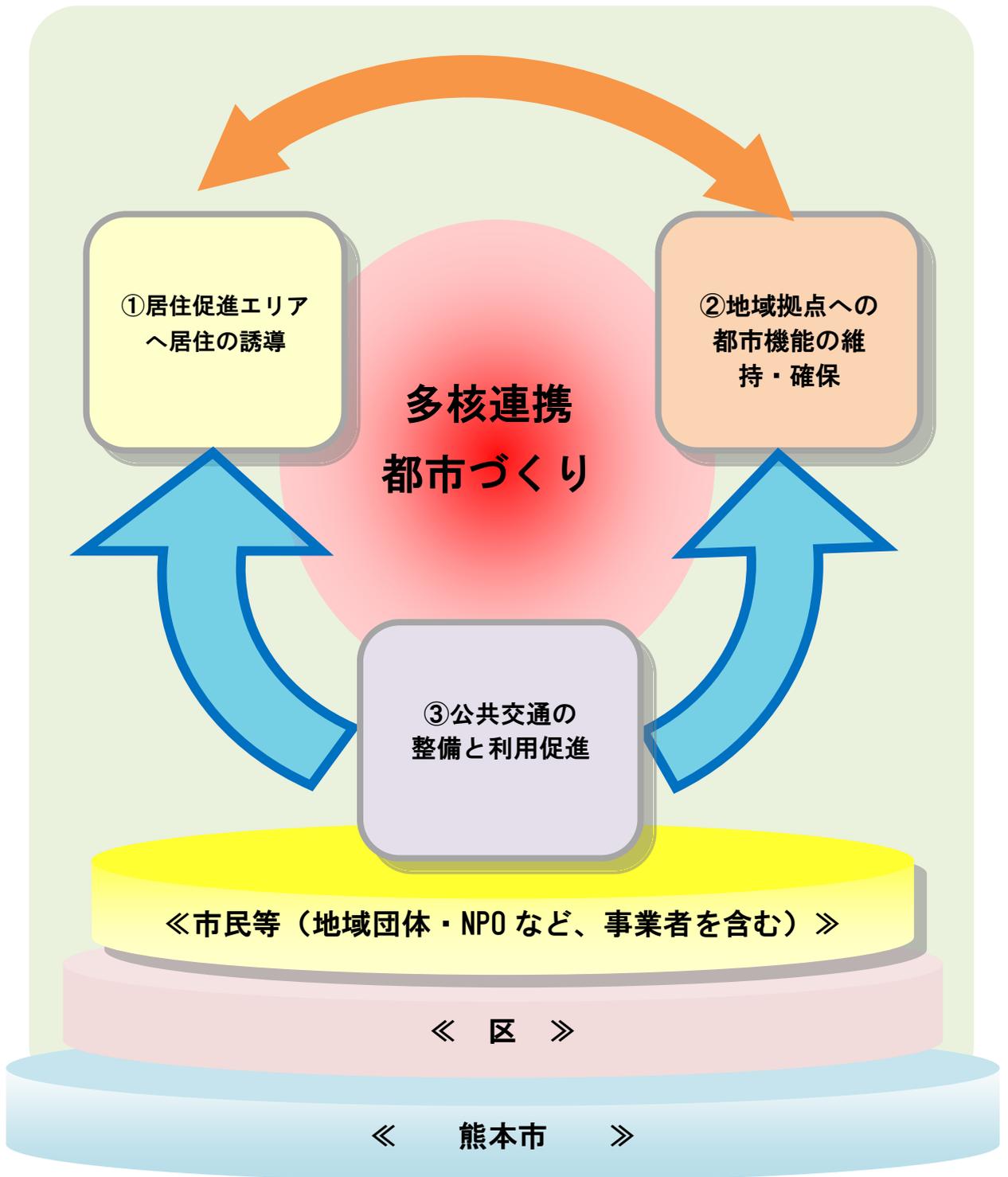
人口減少社会においては、低密度な市街地が拡がり居住地周辺での都市機能の衰退を食い止める必要があるため、熊本市の人口のピークと想定されているH22国勢調査時点の人口密度を維持向上することを目指します。

平成22年の国勢調査をピークに、人口が減少に転じることが予測されている中で、居住促進エリア内及び地域拠点内についても、人口減少の影響を避けることはできない状況です。

目標とする「人口密度を低下させない」ことは、居住促進エリア・地域拠点への人口誘導施策を実施しなければ達成できません。「人口密度を低下させない」ためには、居住促進エリア内において、空き地や空き家などの低未利用地の活用策を検討する必要があり、良好な居住環境を有する魅力的な集合住宅の立地などが求められます。

本市では多核連携都市を実現するため、交通分野、住宅分野、自然環境分野など、都市計画に関する様々な分野から具体的な施策の展開に取り組んでいきます。また、都市活力の向上や人口の動向には、医療福祉に関する政策や産業に関する政策等との連携が不可欠であるため、庁内関連部局や関係機関等と一体となって、多核連携都市の実現に取り組みます。

コンパクトで持続可能な都市づくりを進める一方で、居住促進エリア外では身近に水と緑と触れ合える環境や良好な景観などの保全・回復を積極的に進め、ゆとりある生活環境の形成を促進します。本市の魅力の一つである自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、周辺環境と共存する既存集落の維持・活性化を図ります。



▲ 多核連携都市づくりの実現に向けた取り組みイメージ

